魚津市広報

発行所
富山県魚津市役所
編集発行人　雛形尚美
（毎月1日発行）
魚津市友道
中部印刷株式会社

人口のうごき

出生	69人
死亡	33人
婚姻	39件
離婚	2件

多彩に市制10年記念行事
大火復興祭もかねて
6月1日より5日まで

昭和27年4月1日富山県で四番目の都市として発足したわが魚津市も、ここに市制施行満10年という記念すべき年を迎えました。

この晴れの日を祝い6月1日新装される産業文化会館で市制施行10年と火災復興祭、産業文化会館落成をかねた記念式典が開かれ約5日間にわたり、多彩な記念行事をくりひろげ、市制施行以来最大の祝賀行事として、まず5月31日夜より町内、ミコシ総出で前夜祭がくりひろげられ、市内は祝賀一色にぬりつぶされます。

6月1日午前9時30分花火の合図により産業文化会館で約一、〇〇〇名の来賓を招き、晴れの式典が開かれ、関係者の祝辞のあと、各層にわたる市政功労者の表彰等があり、一〇〇羽に及ぶ平和の鳩が市長の手で放たれます。

午後から祝賀記念行事として、産業文化会館では、「郷土自慢の「民よう踊り」などあり、又自衛隊員による街頭行進が行なわれ、引続き会館で隊員による演奏、街頭ではこの日を祝う提灯、仮装行列など市制10年を祝う第一日としてふさわしい行事が展開されます。

2日目からの記念行事も次の予定で盛りたくさん計画されておりますので、有意義な記念行事となるよう市民の皆様のご協力をお願い致します。

くわしい行事日程などについては記念特集号でお知らせします。なお記念行事期間中の心得を申し上げましょう。

△各家庭では国旗を掲揚しましょう。

△記念行事中多数、お客さんが来市されるものと思われますので町内の清掃につとめましょう。

△道路は繁雑しますから、交通の安全をはかるために人は必ず右側通行を励行し、自転車等に乗るときは左側を進み、2人乗り傘さし乗りは絶対にさけてください。

市制施行10年祝賀記念行事予定

日時	行事名	内容
6月1日	午前9時30分—12時 記念式典	会場 産業文化会館
	午後2時—4時 一般舞踊	〃 郷土自慢の民謡
	午後2時 自衛隊行進	市中パレード
	午後5時—7時 自衛隊演奏	会場 産業文化会館
	晩 提灯、仮装行列	
6月2日	午前10時—11時30分 自衛隊演奏 中学生の演奏	会場 産業文化会館
	午前9時—12時 旗行列及び鼓笛隊行進	小・中学生の市中行進
	午後1時—3時 演芸（種目未定）	会場 産業文化会館
	午後 しんきろう踊	市中流し
	午後5時—7時 演芸（種目未定）	会場 産業文化会館
6月3日	午前9時30分～12時 消防パレード	大火復興事業完成にちなんで市内消防車市中行進
	午後 しんきろ踊り	市中流し
	午後5時—7時 演芸（種目未定）	会場 産業文化会館
6月4・5日	演芸	会場 産業文化会館 シシ舞、ミコシ、その他演芸自由参加

なお行事予定については変更も考えられますので特集号でお知らせ致します。

旧軍人恩給申請を早めに

法の改正により旧軍人の戦地加算が認められましたので該当者は旧軍人恩給の申請をすることになっています。まだ提出していない方は早く提出して下さい。

この旧軍人恩給の申請事務は「富山県軍人恩給連盟魚津支部」で取扱っていますからお伝いします。詳細なことは、次の方におきき下さい。

市内大光寺　境　末治（TEL②〇五九六）
〃　青雲寮内　石川清作（TEL②〇四五四）
〃　東小路　棚橋隆二（TEL②〇二三五）
〃　文化町　佐竹政一（TEL②〇九二四）
〃　〃　向　次作（TEL②〇五九一）

新国道8号線
富山・黒部へ完通
＝舗装は本年10月完成予定＝

待望の国道八号線、黒部—常願寺間が去る4月15日完成し17日午後1時30分から常願寺橋詰で建設大臣代理、県知事、北陸地建局長、その他関係者地元有志二〇〇余名参列し修抜式を行ない3時30分から本江小学校で盛大に祝賀の宴が挙行されました。

この工事は延長二六、四粁、巾員九米、橋梁四橋（八〇〇米）工事費一三億五千万円余、引続き舗袋工事も全線行なわれる予定で先づ、片貝大橋より早月大橋に至る区間及び片貝大橋より宇奈月街道交叉点までの区間の舗装は本年10月末までに完成する予定であります。

これまでの曲りくねった狭い運転手泣かせの道路も一挙に解消されたわけですが、スピート違反や交通事故には充分注意しましょう。

（写真＝早月大橋の開通）

失火お詫び

去る4月6日午前8時20分頃、市役所からの出火に際しましては消防団はじめ、多数市民の皆さんが、いち早くかけつけくださいまして消火及び重要書類の搬出にご協力下され、幸い議会事務局の天井等一部を焼失するに止まりましたことは不幸中の幸いでした。

今度の失火について深くお詫び申し上げるとともに消火等のご協力につきましては本紙上通じて厚くお礼申し上げます。

魚津市役所

農協合併問題の現況とあらまし

農協の合併は別に新しい傾向ではなく全国的には以前からあった話題です。ただ最近の厳しい経済事情と社会情勢から必要に迫られ農民の間にその気運が高まったので、農協が合併経営計画を樹てこれに従って合併する場合には政府はその事業経営の適正且つ能率的なものにするため必要な援助措置を講じ、農民の協同組織の健全な発展に資する目的で昨年農業協同組合合併助成法を制定し、県知事が合併農協の提出する経営計画の適否を合併審議会の意見を聞いて認定し、県が合併組合に対し補助する場合はその補助に要する経費を、国は県に対して助成する、補助の対象になるのは昭和40年12月31日迄に知事の認定を受け、昭和41年3月31日迄に合併した場合であると云うのが合併助成法のあらましです。従って県では昨年9月に農業協同組合合併審議会条例を制定し、合併に関する知事の諮問について審議答申することにし、なお農協合併補助金交付要綱を定めて、補助基準を示し、更に農業の近代化に対処し農協本来の使命を達成せしめるため、農協合併促進要綱をつくり、これにもとづき合併促進を任務とする農協合併促進委員会をつくり、その委員会が中心となって、農業協同組合に合併を呼びかけ、積極的に促進を図りつゝあるのが現段階における県下の実情です。

農協合併は、出資者である組合員の自主的総意に基づき行なうべきであるが、市は組合員の合併に関する気運の盛り上りを把握し、これに対処する対策を樹てて合併に支障ないよう図らねばならないので、普及啓発及び基礎調査並びに合併諸問題の話し合いの場とするを目的の合併促進協議会の設立を、市の農業協同組合長連絡協議会及び農業委員会並びに農業振興協議会に諮っているのが市の現況であります。

しかし、組合員の合併気運が盛り上り、県並びに県促進委員会が指導し呼びかけている合併促進協議会が、本市に誕生する段階に至れば、市はこれに積極的に協力することになりますので、合併気運が盛上ってくることを期待し単位農協の自主的な啓発に協力しつゝあることが農協合併のあらましです。

"交通三悪を追放しょう"

魚津市内で、3月中、交通事故が13件発生しました。

月別発生件数では、魚津でかって例をみない最高の件数です。

とくに、4・5月は、行楽シーズンであり、さらに新国道の開通で、4月に入ってからも事故は上昇しています。

このように日一日とふえる交通事故を、どうかして一件でも減らそうという県民の盛りあがりから、県では4月から「交通安全県民総ぐるみ運動」を、おこなっています。

これから多くなる
◎酒のみ運転
◎無免許運転
◎スピード出しすぎ

いわゆる交通三悪を追放するとともに、運転者の方も、歩行者の方も、みんなが、交通のきまりを身につけて、正しく実行し、交通事故のない明るい街にしましょう。

（魚津署交通係）

危ない少年の「オートバイ」遊び

先般市内のある人から「最近夜中に納屋へ入れてあるオートバイを、数回無断で持出して使っている者があるから調べて貰いたい」という届出がありました。さてその現行を押えて見ると、中学生ばかりの10数名のグループであり、原因行動について調べたところ、昨年夏頃から2・3人の中学生が、夜自分の家のオートバイを持出し運転練習をしているうち友達がふえ、3月には10数人のグループとなり、一台のオートバイでは足りないので、他人の家のオートバイを無断で持出し、2人乗り3人乗りで、真夜中の午前〇時頃から4時頃まで新国道を乗り廻し、ときには黒部、水橋まで遠乗りしたこともあり充分乗ってからこっそり元の処へ返しておく。というやり方で、使った車は軽自動二輪車、第二種原動機付自転車等、他人の車を4台も数回無断で使用しており、猛スピードでふっとばし誠に危ないことをやっておりました。運転免許は、16才以上でないと資格がなく、この少年達は13・14才ですから免許証は持っておりません。又このようなグループが出来ますと、悪いことがやり易いものです。

この少年達も、食料品店数軒から、缶詰、りんご、密柑、卵などを相当掻払っておりました。

このように少年が夜中に外へ出ることは不思議であり、家族の方が少し子供の行動に注意を払えばこんなことも未然に防止できたと思います。

（魚津警察署）

新装なつた消防庁舎
—消防力の充実をはかる—

市内下村木で昨年6月から、窪田、関口組によって建設中でありました消防庁舎は5月1日本江小学校で竣工式が行なわれました。

新消防庁舎の概要は鉄筋コンクリート二階建（一部平屋建）延四二〇、三七九平方メートル（一二六坪）、総工事費は九、一七八、六〇〇円で一階は車庫（消防車五台収容）仮眠室、事務室、通信室、本部長室などがあります。二階は会議室、団長室などがあり、一部六階建で市内を一望できる望楼がそびえ立っております。

（写真＝新消防庁舎）

"お米屋さんの登録先変更について"

お米は、消費者が希望するお米屋さん（正式の名は米穀小売販売業者）え登録して、配給を受けていますが、年に二回（毎年5月と11月）登録先を変更することができます。

変更の届出は、次のように行ないます。

▼届出の期日
5月11日（金）午前9時から午後5時まで

▼届出の場所
市役所市民課
片貝および経田連絡所

▼登録変更の手続き
現在登録しておられる米屋さんを変更したい方は、この日に米穀購入通帳と印鑑をもって、登録変更届出用紙に記入のうえ、届出てください。

◎変更手続きをすまされると、翌月の一日から新しく登録された店から配給を受けることになります。

"魚津市のたより"

毎週火曜日ラジオで
NHK富山放送局で「魚津市のたよりの時間」で一般的なお知らせ事項が放送されています。時間は次のとおり
ラジオ＝午前七時四十分から二分間です。

募集

次の条件で、葬送車車掌一名募集します。
希望者は市役所秘書室へ申出下さい。

記

年令　十六才—四〇才迄の男子
給与　日給三〇〇円—四五〇円
　学歴は問いませんが健康で明朗な方

し尿処理の悩み解消へ
入善町板屋地区で処理場の建設

クサイ話で恐縮ですが、今日どこでも、し尿の処理が問題になっています。人間が生活するところには必ずし尿が排せつされます。

昔は畠へ還元することで、ある程度処理されましたが化学肥料時代になりますと農家も使わず、また田畑に撒くことは衛生上からも好ましいことではありません。そこでし尿を川に捨てる者も現れ、衛生上まことに憂慮されています。そこで、二市三町で組織している東部衛生処理組合も処理場の建設を急いでいたが、この程敷地も決まり、去る3月27日午後3時より現地で管理者である魚津市長の手により鍬入れの式が行なわれ、引続き地元の飯野小学校で関係者来賓約一四〇名が参列して祝宴が行なわれました。

この処理場は二市三町の総人口約一四一、〇〇〇人のうち特別清掃区域内の人口七三、〇〇〇人が対象になっております。

一日の排出量が一人一リットルとして七三キロリットルでありますが、この処理場は九〇キロリットルも処理ができることになっていますので将来は全地域のし尿が処理されるものです。

この処理場は継続事業で昭和38年度内に完成の予定であって工事内容は次のとおりです。

△総工費一億一千八百六拾九万円でうち国庫補助金二千百三万八千円、起債四千三百万円が主で、その他県貸付金等で賄なわれます。

し尿はこうして浄化されます

△投入そう
運ばれてきたし尿を投入そうへ入れます。クサイ物を扱うので清潔と機能的な装置がされています。

△カスの処理
カスは投入そう附属したローラーで自動的に焼却可能な程度まで脱水され、焼却炉で焼きます。

△投入そうを通ったし尿は、こゝで汚泥と脱離液に区分され適量ずつ消化そうへ送りこまれます

△消化そう
し尿はこゝでC氏三六度に加温され、じっくり醗酵します。分解したし尿はメタンガスを発生し、脱離液と消化汚泥に区分され、発生したメタンガスは脱硫そうで硫化水素を除き、ガスタンクに貯溜し、消化そうの加温その他の燃料に使用されます。

△脱離液の処理
消化そうからでた脱離液はさらに曝気沈でんそうで処理され、清水と最終沈でんそうからの返流水で薄められ最後の仕上げをして海へ放流されます。

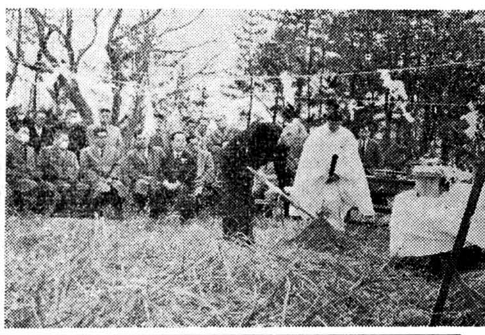

(写真=魚津市長の鍬入れ)

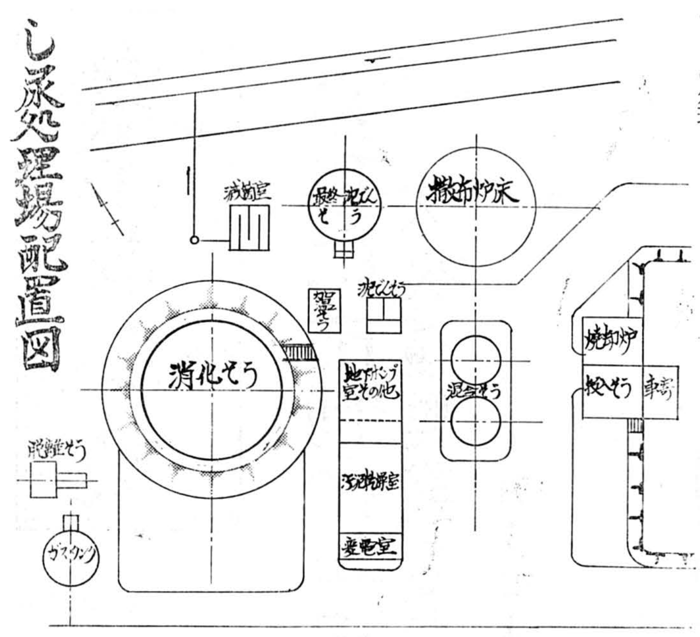

片貝川地区流水客土事業着工決まる
—本年度より県営事業で—

片貝川流域の用水源は主に片貝川に求めていますが比較的砂質浅耕土のために保水力が乏しく、沿岸耕地は例年かんがい初期から中期にかけて河川が渇水するために旱魃被害になやまされていたが、番水制によってその被害を最少限に押えています。又減水深が大きく耕地の老朽がはげしいので県営事業として片貝川沿岸用水合口事業(昭和30年完工)として旧来の各用水路に連絡する合口幹線水路を新設し用水路の確保につとめています。しかし絶対確保は望めず用水系統の完備によって、滲透などの損失をはかり水の利用度を高めているが用水量の安定には程遠い状況であります。

このため地区内の減水深節減と水温の上昇により冷水害の除去、用水量の不足の解消につとめるとともに土壌の改良を行なって農業経営の安定をはかるために淤泥かんがい事業の推進を地元農家が強く要望していたものです。

幸い本事業の必要性が認められこの度採択された旨、農林省より県農地部長へ通知があったものです。

計画の基本構想は五ヶ年継続で魚津市石垣平地内の採土地から、ポンプチェット並びにブルトーザー等で淤泥化し送泥管で、天神野用水、東山用水、青柳用水、経田用水、中川用水に泥水を流し込み片貝川下流の九三五ヘクタールの水田に流水客土を行なうものです。

総事業費は約一億二千万円であります。事業の効果を挙げますと滲透減少、水温の上昇、秋落防止などその他数多くの効果があり米の増収約二、二三一石が見込まれその効果が大いに期待されます。

原動機付自転車 軽自動車 の申告はこうして

原動機付自転車を新規に取得されたとき、譲り受けたとき、廃車等の申告、標識の再交付の申告について、その手続きをわかりやすくご説明します。

申告の期間
原動機付自転車を買ったとき、又は譲り受けたときは、15日以内に税務課へ申告してください。

一、買ったとき(新規取得)の申告に必要なもの
1.買った車
2.所有者の印鑑—法人の場合は会社の社印と代表社員の印鑑が必要です。
3.原動機付自転車登録申告書—この用紙に申告所の住所、氏名、自転車の種別、車名、形状、車体番号、総排気量などを記載してください。
4.申告されるときに「軽自動車税」を納めていただきます。

二、譲り受けたときの申告に必要なもの
1.譲り受けた車
2.譲渡人と譲受人の印鑑
3.原動機付自転車登録変更申告書—この用紙に譲渡人と譲受人の住所、氏名と車名、車体番号などを書いてください。

三、廃車の申告
原動機付自転車が破損して使用不能になったときは、すぐ廃車の申告をしてください、廃車の申告をしないといつまでも課税されます。
1.破損して使わなくなったときは市から交付してある標識を必らず返納してください。
2.盗まれたときは、警察署から「盗難証明書」をもらって出してください。

四、標識の再交付の申告
原動機付自転車の標識の再交付の申請は、次のようにしてください。
※この場合には弁償金として一〇〇円を納めて頂きます。
1.標識を破損したときは、その破損した標識をもってきてください。
2.走行中に標識を紛失したときは警察署から「遺失証明書」をもらってきてください。

軽自動車の申告
軽自動車を取得した方はその日から7日以内に軽自動車の申告をしてください。

小型の自動二輪車の納税証明
小型の自動二輪車の車検のときに必要な軽自動車税完納証明書は税務課で取扱っています。申告者は印鑑をもってきてください。証明手数料は無料です。(税務課)

児童扶養手当の申請もれはありませんか

①児童扶養手当支給に該当する世帯とは、
イ、離婚して中学卒業前の子供を育てている母子世帯
ロ、児童の父が死亡、又は一年以上遺棄され、母や、祖父母兄姉等に育てられている世帯
ハ、父が不具廃疾(精神病、肺結核、その他重病者)で三年以上経過し、いまだ高度の安静と介護を要する状態にある世帯です。

支給額は
児童一人の場合月額　八〇〇円
〃　二人の場合〃　一、二〇〇円
〃　三人以上一人増すごとに　二〇〇円加算されます。

なお5月分より次のとおり増額になります。
児童一人の場合月額　八〇〇円
〃　二人の場合〃　一、四〇〇円
〃　三人以上一人増すごとに　四〇〇円加算されます。

②該当しない場合とは
イ、子供が施設(孤児院、高志学院、少年学院)等に入って母が全く子供の世話をしていないとき。
ロ、育てている者が公的年金(母子、厚生、遺族の各年金)等を受けているとき。
ハ、子供を育てている者の前年の所得額が児童一人の場合一八万円以上あったとき。(又一人増すごとに三万円加算した額)

その他扶養義務者(届出者と生計をともにしている母、祖父母、子、孫)等の前年度の所得税額が次の場合は該当しません。
扶養家族数〇人の場合　一八、七〇〇円以上
〃　一人の場合　一八、一〇〇円〃
〃　二人の場合　一七、二〇〇円〃
〃　三人の場合　一六、六〇〇円〃
〃　四人の場合　一四、二〇〇円〃
〃　五人以上の場合　一二、一〇〇円〃

詳しいことは社会福祉事務所にお問い合せ下さい。

結核対策優良市として表彰

結核予防法に基いて、結核の健康診断、予防接種および患者管理を毎年実施致して参りましたが、特に昭和36年度において市民の皆様方のご協力によって、その成績が非常によかったことが認められ、4月17日結核対策推進優良市として、結核予防会総裁より表彰されました。

これを機会に更に結核の予防対策に力を注ぎたいと存じますので、今後一層の御協力下さいますよう御願い致します。

(写真=表彰状と盾)

福祉年金(第3期)の支給

1.福祉年金の支給は、5月6日から始まりますから、該当者は最寄りの郵便局で受給してください。
2.受給されましたら証書は必ず市役所へ提出してください。(37年度記入のため)片貝、西布施、経田、松倉の各地区は連絡所へ提出してください。

お知らせ

=通行制限=

市道田方町—大町線(田方町十字路から水族館前まで)の測溝改修及び暗きょの取替え工事のため6月30日まで通行制限を致しますから車をお持ちの方は勿論、皆さんのご協力をお願い致します。

なお新国道八号線が開通になりましたので富山、滑川方面から魚津へ入る車は新国道を利用される方が便利です。

—通行制限区間 6月30日まで
市道田方町大町線通行制限

富山県優良乳幼児選彰会予選

県と富山新聞社共催で乳幼児の選彰会が次のとおり行なわれます。本市としても優良な乳幼児を推薦するため予選会を行ないますから出場希望の方は多数参加してください。

選彰範囲
乳児—昭和36年4月1日から37年3月31日までに生れたもの。
幼児—昭和34年4月1日から36年3月31日までに生れたもの。

市予選会　場所—魚津市役所
5月26日午前9時から10時まで

市審査会　場所—魚津市役所
5月26日午前10時から12時まで

県大会
6月17日午前9時30分から県庁議場で審査会を開き午後1時から表彰式が行なわれます。

ポリオ(小児麻痺)生ワクチンの投与

第2回目のポリオ生ワクチンの投与を次の日程により実施いたします。

対象者は先に実施しました第1回目の投与を受けたものだけであります。

代金は前回と同じく八円を支払って下さい。

校下	実施場所	月日	時間
住吉	住吉小学校	5・7	後2～3・30
村木	村木小学校	5・8	後1～3・30
加積	加積〃	〃	2～3・30
大町	大町〃	5・9	1～3・30
上野方	上野方〃	〃	2～3・30
道下	道下〃	5・11	1～3・30
古鹿熊	古鹿熊分校	5・14	前11～12
坪野	坪野〃	〃	後3～3・30
西布施	西布施〃	〃	2～3・30
経田	経田小学校	5・15	1～3・30
天神	天神〃	〃	2～3・30
本江	本江〃	5・16	1～3・30
上中島	上中島〃	〃	2～3・30
片貝	片貝〃	5・17	2～3・30
松倉	松倉〃	〃	2～3・30
白倉	白倉〃	5・18	午前11～12

各校下で投与出来なかった方は30日保健所へお出ください。

腸チフス、パラチブスの予防接種について

次の日程により実施いたします。

対象者
満3才から60才までのもの
初回免疫(3回実施)
追加免疫(1回実施)
費用　無料

校下別	実施場所	接種月日 1回	2回	3回
片貝	片貝小学校	5・7	5・14	5・21
西布施	西布施〃	5・9	5・16	5・23
経田	経田〃	5・10	5・17	5・24
住吉	住吉〃	5・10	5・17	5・24
上野方	上野方〃	5・10	5・17	5・24
上中島	上中島〃	5・11	5・17	5・25
加積	加積〃	5・11	5・18	5・25
天神	天神〃	5・11	5・18	5・25
大町	大町〃	5・14	5・21	5・28
村木	村木〃	5・14	5・21	5・28
松倉	松倉〃	5・15	5・22	5・29
本江	本江〃	5・15	5・22	5・29
白倉	白倉〃	5・16	5・24	5・30
道下	道下〃	5・16	5・22	5・29

いづれの場所も午後1時より3時までです。

寄付金

五、〇〇〇円　村木　越野芳枝
(亡夫作二の遺志による香志)
五、〇〇〇円　金屋町　斉藤直幸
(亡父直次郎の遺志による香志)
三、〇〇〇円　袋　後藤嘉一
(亡母ちたの遺志による香志)

社会福祉援護金として
五、〇〇〇円　鴨川町　石田俊雄
二、〇〇〇円　新塩屋町　大角喜美子
三三一円　匿名
二〇〇円　〃
一〇〇円　一高校生
七〇円　魚津高校普通科一年一組
学用品九〇点　新塩屋町　大角喜美子
(二五、〇〇〇円相当)
(市内要保護児童に対して)